

第2回 円山川流域委員会 議事録（概要版）

会議の概要

日時：平成15年6月17日（火）10時00分から12時30分
場所：ワークピア日高 多目的ホール（日高町）

1. 開会

庶務担当の㈱東京建設コンサルタントが議事進行を行った。

2. 委員長挨拶

円山川流域委員会委員長 藤田 裕一郎（岐阜大学 流域圏科学研究センター教授）が挨拶を行った。

3. 議事内容

3.1 報告（第2回委員会までの経緯について）

3.2 アンケート結果の取り扱いについて

- ・ 今後の委員会の進め方
- ・ 円山川への想い
- ・ 現地視察について

3.3 流域委員会の今後の進め方

3.4 現地視察について

3.5 その他

4. 審議内容および決定事項

4.1 報告（第2回委員会までの経緯について）

- ・ 円山川流域委員会設立会では、円山川流域委員会の規約、委員会委員長および庶務について審議決定されたことが報告された。
- ・ 第1回円山川流域委員会では、委員長代理、情報公開のあり方、委員の追加について審議決定されたことが報告された。
- ・ 第1回円山川流域委員会以降の公表資料について説明がなされた。
- ・ 第2回円山川流域委員会での議論を限られた時間で円滑に進める主旨で、委員長と委員長代理の判断により、「円山川流域委員会の進め方に関するご意見についてのアンケート」とのテーマで、平成15年5月31日～平成15年6月9日の期間において、委員全員を対象にアンケート調査が実施されたことについて説明がなされた。

4.2 アンケート結果の取り扱いについて

- ・ 委員全員を対象に行ったアンケートでは、その取り扱い方が明確にされていなかったため、結果の取り扱いについて審議が行われ、以下のことが了承された。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 「今後の委員会の進め方について」は、委員及び一般傍聴者に記名で配布する。2) 「円山川への想い」は、委員及び一般傍聴者に無記名で配布する。3) 「現地視察について」は、委員及び一般傍聴者に記名で配布する。 |
|---|

「円山川への想い」については、他のテーマが手続き的な側面が強く、全面的に公表しても差し支えないとの合意が容易であったのに対して、個人的な側面が強く出るものであることから、慎重な審議を行った。その結果、最初から公表を前提にはしていなかったため、文章表現上の面でも吟味されていない面もあること、一方で、委員の円山川に対する素直な想いが表明されていて公表することが今後の委員会での議論について非常に有益であることの観点から、無記名として公表するとの合意が得られたものである。

- ・ 今後の意見の求め方について審議が行われ次のように了承された。

今後の委員会においてもアンケート等により原則公開として意見聴取を実施するものとする。ただし、アンケート実施の際には、使用目的等の意図を明確にする。

4.3 流域委員会の今後の進め方

- ・ 流域委員会の今後の進め方について、アンケート回答の補足説明等から議論を進め、各委員から活発な意見が述べられた結果、次のことが了承された。

今年度は、現状の認識、情報の共有化を重点的に行う。また適宜、河川管理者に従来の整備方針等についても情報提供を求めていく。

4.4 現地視察について

- ・ 第3回および第4回流域委員会を現地視察にあてることについて、庶務より実施日程、開催時間の設定理由等説明がなされ、次のように了承された。

第3回流域委員会（現地視察）：平成15年7月3日（木） 13:00～17:00頃
 第4回流域委員会（現地視察）：平成15年7月15日（火） 13:00～17:00頃

現地視察は、本来「今後の進め方」についてなされた議論を踏まえて実施されるべきであるため、「流域全体を先ずみるべきである」、「事前にかんりの情報を得た上でそれを整理してから実施するほうがよい」、あるいは、「先入観を排して現地に触れることも大事である」等、多くの意見が出されたが、当面は、事前の説明や質疑と現地での視察を並行して進め、今後上流域についても現地視察を含め、できるだけ多様な情報を得ていくように進めるとの結論となった。

- ・ 現地視察について、その実施方法、地点や視点の分類等、今後の進め方も交えて、上記のような議論が行われ、次のような結論を得た。

- ・ 視察ルート等は、再度検討して、委員に事前に配布して了承を得るものとする。
- ・ 現地視察当日は、視察を行う前に1時間程度会議を開いて、流域や視察ポイントの説明を行う。

- ・ 現地視察について、庶務より次の項目が提案され、了承された。

一般傍聴者について

- ・ 申し込み手段は、速やかな応答のため、E-mail、FAX、電話とする。
- ・ 参加定員は、バス1台での空席の数とする。
- ・ 参加者の選考方法は、先着順とする。

委員会不成立時の規約の適用

- ・ 現地視察である第3回及び第4回流域委員会において、円山川流域委員会規約第5条第3項の条件を満足しない場合は、当日、現地視察会と名称変更し執り行う。

現地視察会となった場合の情報公開について

- ・ 第3回及び第4回流域委員会が現地視察会となった場合においても、開催状況、議事録等については、第1回流域委員会で決定した情報公開に沿った方法により公表する。

4.5 その他

- ・ 第3回・第4回円山川流域委員会の情報公開について審議され、以下のことが了承された。

情報公開の一環としてのニュースレター、新聞折り込み広告は、第3回・第4回の流域委員会については、合併した形で取り扱うことが庶務から提案され、了承された。

- ・ 時間的制約のため、十分議論が進められないうちに結論が出てしまうことのないよう今後配慮すべきであるとの意見が出された。

4.6 一般傍聴者からの意見

- ・ 一般傍聴者より、一般傍聴者等の意見も取り入れ、集約し議論を活発に行い、より良い河川整備を行って頂きたいとの意見があった。